

2006年6月21日

各位

三井住友海上きらめき生命保険株式会社
取締役社長 内田 進

三井住友海上火災保険株式会社に対する行政処分について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては毎々格別のご高配を賜り有難く厚くお礼申し上げます。

さて、このたび弊社の業務を委託しております三井住友海上火災保険株式会社（以下、三井住友海上）が、2006年6月21日付で、金融庁より保険業法に基づく行政処分（業務の一部停止命令および業務改善命令）を受けました。

三井住友海上グループの一員である弊社といたしましても、グループの中核である三井住友海上の行政処分により、お客さまおよび関係者の皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

弊社におきましても、今回の三井住友海上に対する行政処分を厳粛に受け止め、旧来にも増して内部統制の強化とコンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。

なお、弊社業務は、通常どおり継続しておりますので、今後とも変わらぬご支援・ご指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本件に関しましてご不明な点等ございましたら、下記お問合せ先にご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

【本件に関するお問合せ先】

三井住友海上きらめき生命保険株式会社

フリーダイヤル 0120-324-386

受付時間 平日 9:15~17:00